

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二十二号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（平成十三年十月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書、第二項ただし書及び同項第三号を削り、同条第三項中「、施行規則第一条の三第二項ただし書の規定の適用を受けるときは営業を譲り受けたことを証する書類を」を削る。

第八条第三項中「第二条の四」を「第二条の五」に、「第九号様式」を「第十号様式」に、「第九号様式の二」を「第十号様式の二」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第二条の三」を「第二条の四」に、「第八号様式」を「第九号様式」に、「第八号様式の二」を「第九号様式の二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第二条の二」を「第二条の三」に、「第七号様式」を「第八号様式」に、「第七号様式の二」を「第八号様式の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

施行規則第二条の二の届出書は、クリーニング所にあつてはクリーニング所譲渡承継届（第七号様式）と、無店舗取次店にあつては無店舗取次店譲渡承継届（第七号様式の二）とする。

2 前項のクリーニング所譲渡承継届又は無店舗取次店譲渡承継届を提出する場合であつて、届出者が法人であるときは、登記事項証明書を提示しなければならない。

第十一条中「第十号様式」を「第十一号様式」に改める。

第十六条第一項中「第十一号様式」を「第十二号様式」に改める。

第十七条中「第十二号様式」を「第十三号様式」に改める。

第十八条中「第十三号様式」を「第十四号様式」に改める。

第十九条中「第十四号様式」を「第十五号様式」に改める。

様 形 態

1 洗濯物の受取及び引渡しのみを行う。

（委託先：）

第一号様式中

(該当事項に○印を記入)	2 クリーニング業法第3条第3項第5号に定する洗濯物を取り扱わない。
営業を譲り受けたことを証する旨	

規

営業形態 (該当事項に○印を記入)	<p>1 洗濯物の受取及び引渡しのみを行う。 (委託先：)</p> <p>2 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない。</p>
----------------------	--

に定める。

第一号様式の中に

営業形態 (該当事項に○印を記入)	<p>1 クリーニング業法第3条第3項第5号に定する洗濯物を取り扱う。</p> <p>2 クリーニング業法第3条第3項第5号に定する洗濯物を取り扱わない。</p>
営業を譲り受けたことを証する旨	

号に規

営業形態 (該当事項に○印を記入)	<p>1 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱う。</p> <p>2 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない。</p>
----------------------	---

号に規

に改める。

第十四号様式を第十五号様式とし、第七号様式から第十三号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第六号様式の次に次の二様式を加える。

第7号様式（第8条関係）

クリーニング所譲渡承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所

氏名

(生年月日 年 月 日)

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

クリーニング業法第5条の3第1項の規定に基づき、譲渡によりクリーニング所営業者の地位を承継したので、同条第2項の規定により届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	所 在 地	
	名 称	
クリーニング所検査 確認済証の確認番号 及び確認年月日		
譲渡した者の住所 〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地〕		
譲渡した者の氏名 〔法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕		
譲 渡 の 年 月 日		

第7号様式の2（第8条関係）

無店舗取次店譲渡承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所

氏名

(生年月日 年 月 日)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

クリーニング業法第5条の3第1項の規定に基づき、譲渡により無店舗取次店営業者の地位を承継したので、同条第2項の規定により届け出ます。

無店舗取次店	業務用車両	自動車登録番号 又は車両番号	
		車両保管場所	
	名称		
譲渡した者の住所 〔 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 〕			
譲渡した者の氏名 〔 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 〕			
譲渡の年月日			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のクリーニング業法施行細則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後のクリーニング業法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。